

香川県条例第27号

香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

香川県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年香川県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(病院事業の設置) 第1条 略			(病院事業の設置) 第1条 略		
2 略			2 <u>香川県立白鳥病院に附属する施設として、香川県立白鳥病院附属津田診療所をさぬき市に設置する。</u>		
3 病院事業の規模は、別表のとおりとする。			3 病院事業の規模は、別表のとおりとする。		
別表（第1条関係）			別表（第1条関係）		
名称	規模		名称	規模	
	診療科目	病床数		診療科目	病床数
香川県立中央病院	内科、 <u>呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、神経内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、脳神経外科、小児外科、整形外科、形成外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、<u>歯科口腔外科、麻酔科</u></u>	631床	香川県立中央病院	内科、 <u>神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、<u>歯科口腔外科、麻酔科</u></u>	631床
香川県立丸亀病院	内科、 <u>心療内科、思春期心療内科、精神科、リハビリテーション科、歯科</u>	267床	香川県立丸亀病院	内科、 <u>心療内科、精神科、神経科、リハビリテーション科、歯科</u>	321床
香川県立白鳥病院	内科、 <u>呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、外科、<u>心臓血管外科、整形外科、小児科、眼科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科</u></u>	150床	香川県立白鳥病院	内科、 <u>呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、<u>整形外科、心臓血管外科、眼科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科</u></u>	150床
			香川県立白鳥病院附属津田診療所	内科、 <u>整形外科、リハビリテーション科</u>	

香川県立 がん検診 センター	内科、 <u>消化器内科</u> 、 <u>循環器内科</u> 、 <u>外科</u> 、 <u>呼吸器</u> <u>外科</u> 、婦人科、放射線科
----------------------	---

規模欄の内容は、計画中のものを含む。

香川県立 がん検診 センター	内科、 <u>呼吸器科</u> 、 <u>消化器科</u> 、 <u>循環器科</u> 、 <u>外科</u> 、 婦人科、放射線科
----------------------	---

規模欄の内容は、計画中のものを含む。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。